

公開・非公開の別

公開 部分公開
 非公開

令和7年度 第2回 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

1 開催日時 令和7年9月11日(木) 15:00~16:20

2 開催場所 こども家庭部 大会議室(ザザシティ浜松中央館5階)

3 出席状況

(出席) 委員 泉谷 朋子、梅沢 智子、岡本 孝子、小野 豊美、澤木 達治、
富永 泉、延本 寿、村山 恵子
臨時委員 飯尾 茉莉子、佐藤 悠叶
事務局 こども家庭部：野田部長
こども若者政策課：園田課長、藤井課長補佐、
鈴木管理・育成グループ長、西主任、中山
子育て支援課：小山課長、仲谷家庭支援担当課長、門奈課長補佐
児童相談所：宮崎副所長
幼保支援課：金原課長、川合課長補佐
幼保運営課：渡邊課長、中村課長補佐
障害保健福祉課：柴田課長
健康増進課：小笠原課長
教育総務課：佐藤学校・地域連携担当課長

(欠席) 委員 大塚 文俊、中村 光明

4 傍聴人 0人

5 内容

《審議》

- (1) 教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について (幼保支援課)
(2) 第2期 浜松市子ども・若者支援プランの点検・評価について (こども若者政策課)

《報告》

- (1) 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について (子育て支援課)

6 会議録作成者 こども若者政策課 管理・育成グループ 中山

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有・無

8 会議記録

1 開会

2 議事

≪審議≫

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について（幼保支援課）

【説明】幼保支援課（金原課長）

～質疑・応答～

（澤木委員）

資料 P1「幼保連携型認定こども園」について、1号認定こどもの定員が設置されていない施設でも幼保連携型認定こども園として認可されますか。

（幼保支援課・金原課長）

1号認定こどもの定員が設置されていない施設でも幼保連携型認定こども園として認可することができます。また、認可当初は、1号認定こどもの定員を0人と設置していても、運営状況に応じて、定員数を増やすこともできます。

（澤木委員）

幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園について、違いは何ですか。

（幼保支援課・金原課長）

幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園の違いは、職員の資格が異なります。

幼保連携型認定こども園の職員は、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を有することが必要です。保育所型認定こども園の職員は、保育士の資格を有することが必要ですが、満3歳以上の担任は幼稚園教諭と保育の両方の資格を有することが望ましいとされています。

（澤木委員）

従来型幼稚園と新制度型幼稚園について、すべて幼児教育・保育の無償化の園ですか。

（幼保支援課・金原課長）

市内の従来型幼稚園と新制度幼稚園は、すべて幼児教育・保育の無償化の園です。

また、従来型幼稚園は、県から私学助成を受けて運営を行っており、新制度幼稚園は、市から給付を受けて運営を行っている園です。なお、園の認可は、県が行っています。

（澤木委員）

資料 P2「2 地域型保育事業の認可」について、新設予定の『（仮）北浜のびのび保育園』は、同敷地内に北浜幼稚園があります。北浜幼稚園は、園児数が多いため、送迎時における車の混雑が見込まれますが、安全面に対する環境整備はいかがでしょうか。

（幼保支援課・金原課長）

両施設を運営する法人より、安全を十分確保しつつ、改良していくと伺っております。

（延本委員）

資料 P1「1 教育・保育施設の認可等」について、旧北区は、待機児童数0人であり、保留児童数も他の地域に比べて少なく、令和2年度から令和7年度の就学前人口の減少率も30%です。

幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行予定の『（仮）気賀こども園』は、旧北区にあり、1号認定こどもの定員を40人減らし、2・3号認定こどもの定員を40人増やすのは、他の民間

保育施設にとって、運営の圧迫にはなりませんか。

(幼保支援課・金原課長)

旧北区内の他の民間保育施設の運営状況を考慮したうえで、認可しました。

(2) 第2期 浜松市子ども・若者支援プランの点検・評価について (こども若者政策課)

【説明】 こども若者政策課 (園田課長)

～質疑・応答～

(村山委員)

資料 P3 「(1) 子育てに対し、勤務先の職場の理解・協力が得られる環境」について、男性の育児休業取得率は、令和5年度より 16.3 ポイント上昇しています。企業への啓発や啓発以外に実施していることはありますか。

また、育児休業を取得した父親への支援も必要だと思います。市の子育て情報は、市の SNS や子育て情報センターぴっぴから情報が発信されていますが、父親に情報が届いているのか不安です。父親も育児に悩んでおり、子育て支援ひろばなどでの交流を通じて、自分だけが悩んでいるのではないと安心される場合もあります。育児休業を取得した父親はもちろん、理由があって取得できなかった父親への支援を強化していただきたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

労働政策課が本日不在のため、代理で説明をさせていただきます。

労働政策課では、事業所に対し「育児休業制度の周知・啓発」を行うとともに、今年度より、子育て世帯従業員への支援等の取組を積極的に行っている事業を【浜松市子育て応援宣言事業所】として認定したり、従業員の子育て支援について、模範的・先進的・独創的な取組を実施している事業者を「子育て世代活躍企業コンテスト」において表彰したりし、企業側の理解が深まる取組を実施しています。

また、こども若者政策課では、未就学児の父親を対象とした父親講座を毎年行っています。子育てに関するアドバイスを講師から受けたり、父親同士で交流を図る場を設け、悩みの共有や情報交換を行ったりすることで、有意義な講座となるようにしています。

(澤木委員)

資料 P7 「(5) こどもたちが安心して遊べる場所や子育ての悩みを相談できる人が身近にいる環境」について、未就学児のこどもたちが安心して遊べる場所は、こども館や児童館、子育て支援ひろばなどがありますが、小学生が安心して遊べる場所を各校区に1つは整備していただきたいです。

なお、社会福祉協議会では、高齢者や子育て中の方など地域の皆さんが集まり、交流できる場作りとしてサロン活動をしています。社会福祉協議会のように積極的に考えていく必要があると思います。

(こども若者政策課・園田課長)

こどもの居場所について、特に夏休みは、遊び場へのニーズが高まる時期です。行政だけでは限界があるため、地域の支援があることはとても良いことだと思います。

また、今年度より、夏季休業期間における臨時放課後児童会モデル事業を実施し、夏季休業中のニーズを把握するとともに、放課後児童会の待機児童対策としての有効性を検証していきます。

(梅沢委員)

こどもの居場所について、こどもが安心して過ごせる場所として、協働センターのロビーを土日曜日だけ開放し、活用するのが良いと思います。特に、夏休みは暑いため、自宅で冷房等が使えないこどもも活用できる取組も良いと思います。

また、協働センターの中には、こどもの居場所づくりを行っているところもありますが、回数が少ないため、いつでもこどもが利用できるようにするとともに、その取り組みに関する情報を広く発信していただきたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

所管課に、御意見をいただいたことを伝えさせていただきます。

(佐藤委員)

資料 P5 「【図表 8】ファミリー・サポート・センター」と「【図表 9】子育て短期支援事業」について、年度によって実績数の増減が大きい理由を教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

ファミリー・サポート・センターについて、令和 5 年度の減少は、頻回に利用されていた方が利用しなくなったため、利用件数が大きく減少したものです。

(仲谷家庭支援担当課長)

子育て短期支援事業について、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用日数が減少しました。令和 4・5・6 年度は、ひとり親の利用率が高い傾向にありました。特に、病气入院による利用では、入院期間によって利用日数が大きく増減しました。

(飯尾委員)

若者に子育て支援の制度が知られていないことが多くあります。広報に力を入れていただきたいです。

また、病气保育事業とは、どのような内容か教えてください。

(幼保支援課・金原課長)

病气保育事業は、病气又は病气回復期にある 0 歳児から小学校に在籍しているこどもを、保護者が仕事のため自宅で保育ができない場合、保育所や診療所内の病气保育施設にて一時預かりを行うものです。現在、市内には、病气保育事業を実施している施設が 7 施設ありますが、年々、ニーズが高まっています。

また、事業の周知は、広報はままつや子育て情報サイトぴっぴ、市の SNS 等にて行っていますが、若い世代へのアプローチが課題である感じています。若者へ情報発信を行う際は、どの方法で情報発信を行うのが効果的か臨時委員の若者委員にお伺いしたいです。

(飯尾委員)

SNS で発信される情報が目に留まることが多いため、SNS を活用した情報発信を行うのが良いと思います。

(佐藤委員)

若者が浜松市の SNS を見る機会は少ないため、学校に出向いて周知を行うのが良い周知方法だと考えます。

SNS では Instagram が一番使われているため、Instagram を使って情報発信するのが若者に効果的であると思います。

(村山委員)

資料 P8 「イ その他事業」について、学習支援事業の利用者が見込みより少なく、新規の会場開設を見合わせたとありますが、利用にまで辿りつけないこどもたちも多くいます。事業を利用できていないこどもが利用できるようにしていただきたいです。

(子育て支援課・小山課長)

令和 6 年度の学習支援事業について、当初は、33 会場での実施を予定していましたが、実際に

は 28 会場での実施となったため、達成率が 84.8%となったものです。

学習支援事業の会場は、徒歩圏内の身近な所であれば利用しやすくなると考えています。令和 6 年度は、新規の会場開設を見合わせましたが、送迎支援会場を 5 カ所から 7 カ所に増やし、より利用しやすくなるようにしました。

学習支援事業以外では、こども食堂の立ち上げや運営に対する補助金を出しています。市内には約 40 か所のこども食堂があり、民間企業の裁量でいろいろな運営ができるように支援しており、引き続き、柔軟な開設ができるように取り組んでまいります。

また、こども食堂にて、利用者であるこどもや保護者に市の施策を周知することも一考していきたいと思えます。

(小野委員)

意見です。

父親の育児休業について、サービス業は時間や休日が不規則であるため、行政のサポート内容とかみ合わないことがあります。また、企業の人材不足などから、父親の育児休業が取得しにくい状況もあります。

子育て家庭の中には、実家が遠いため、実家の支援が受けられず、働きたくても働けない保護者もいます。

実際の子育ての状況に寄り添った支援を実施していただきたいです。

(泉谷委員長)

こどもたちが安心して遊べる場所について、公園の遊具に「使わないでください」と貼り紙がされていることがあります。こどもたちが安心して遊ぶことができるように、対応をお願いしたいです。

また、公園の遊具はこどもたちにとって大切なものです。こどもたちに遊ぶ場所や遊具に関する意見を聴くことも必要だと思えます。

(延本委員)

公園の遊具の貼り紙は、遊具の安全基準を満たしていないためだと思われれます。

こどもの発達から考えると、遊具は固定遊具よりも固定されていないものの方が運動機能や感覚機能が育くまれます。また、今は、安全が第一であるため、危ない遊具は撤去し、安全な遊具使用するの、行政として当たり前のことだと受け止めています。

《報告》

(1) 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について(子育て支援課)

【説明】子育て支援課(仲谷家庭支援担当課長)

～質疑・応答～

(小野委員)

虐待を発見した場合の通報先を教えてください。

(子育て支援課・仲谷家庭支援担当課長)

施設や事業内で虐待があった場合は、施設や事業の所管課へ通報していただければ、所管課が虐待に関する調査を行います。

保育所内での虐待は、浜松市幼保支援課又は幼保運営課へ通報してください。幼稚園内での虐待は、都道府県へ通報義務があります。

(村山委員)

改正内容について、非措置児童虐待の通告及び届出は市長が受理するものとありますが、虐待を発見した場合の通報先を教えてください。

(子育て支援課・仲谷家庭支援担当課長)

保育施設内での虐待の場合、所管課である浜松市幼保支援課又は幼保運営課へ通報してください。通報先が不明な場合は、行政に連絡をいただければ情報共有を行い、所管課にて対応させていただきます。

(村山委員)

ひとつの機関でワンストップ対応ができるようにしていただきたいです。

また、学校は、管轄が教育委員会であるため、今回の改正内容においては対象外ということですか。

(子育て支援課・仲谷家庭支援担当課長)

学校にも通報義務はありますが、虐待に関する調査・対応は、専門家を集めて必要な措置を行う仕組みとなっています。

(澤木委員)

児童虐待について、児童相談所や行政へ通報をすることが多かったが、保護者ではない保育所等の職員から虐待被害を受けた場合も児童虐待となりますか。

(子育て支援課・仲谷家庭支援担当課長)

保護者ではない保育所等の職員から虐待被害を受けた場合も児童虐待となり、保育所等の職員による虐待に関して通報義務が創設されました。

(泉谷委員長)

本日の審議・報告案件は以上となります。今回初めて参加していただいた臨時委員である若者委員2人から本日の感想をお伺いしたいと思います。

(飯尾委員)

初めて知ることができた事業が多かったため、事業の周知が大切だと感じました。今後、身内や友人にも周知していきたいです。

(佐藤委員)

浜松市が子育てについて労働面や経済面など様々な角度から支援を行っていることが分かりました。私もすぐ子育て世代になるので、周囲へ周知をしていきたいです。

3 閉会